

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について  
周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月22日 提出

提出者	周南市議会議員	田	村	勇	一
		相	本	政	利
		青	木	義	雄
		井	本	義	朗
		小	林	雄	二
		清	水	芳	将
		得	重	謙	二
		福	田	健	吾
		古	谷	幸	男
		米	沢	痴	達

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例(平成15年周南市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「14人」を「12人」に改め、同項第5号中「7人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 予算決算委員会 <u>14人</u></p> <p>    予算及び決算に関する事項</p> <p>(5) 議会だより編集委員会 <u>7人</u></p> <p>    議会だよりの編集に関する事項</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 予算決算委員会 <u>12人</u></p> <p>    予算及び決算に関する事項</p> <p>(5) 議会だより編集委員会 <u>8人</u></p> <p>    議会だよりの編集に関する事項</p> <p>2・3 (略)</p>